仕　　様　　書

1　業務件名
　防衛大学校内における令和９年度展示即売会の設置及び経営

2　業務内容
　展示即売会の設置及び経営

3　相手方の決定
　業務を行う者（以下「乙」という。）については、防衛大学校総務部厚生課長（以下「甲」という。）が決定する。

4　乙の資格
　乙は、以下の条件を満たしていること。
(1)　業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
(2)　業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
(3)　国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
(4)　本仕様書の全記載事項を遵守できること。

5　設置日
　土曜日、日曜日、国民の祝日及び国民の休日を除く日の中から、乙が希望を元に甲が決定する日。ただし、防衛大学校入校式典、開校記念祭及び卒業式典を実施する日については土曜日または日曜日の設置を可とする。希望が重複した場合は次項に定める抽選会により決定する。

6　抽選会
(1)　日　時
　　令和８年１１月２５日（水）
　　午前１０時から午前１１時
(2)　場　所
　　防衛大学校学生会館４階大ホール

7　業務時間
(1)　原則として午前１１時から午後７時までとし、それ以外の時間に関しては甲、乙協議して定めるものとする。
(2)　やむを得ない事情により、業務時間が遵守できなくなった場合は、速やかに担当職員に申し出ること。

8　設置面積
(1)　新学生会館１階
　　１８．００㎡（全面積）又は９．００㎡(半面積)。１日に２業者が設置する場合は、１業者につき半面積とする。

(2)　新学生会館２階
　　１８．１８㎡（全面積）
(3)　詳細
　　別図のとおり。

9　見学について
　希望者については、令和８年１０月１３日（火）から同年１１月１２日（木）までの間、設置場所を見学することができる。
　見学を希望する場合は、見学希望日の３日前までに（土日祝日を除く。）電話またはメールにて予約すること。なお、工事等により、希望日での見学ができない場合がある旨、あらかじめ了承されたい。

10　費用負担
　本業務に伴う費用は、乙の負担とする。

11　国有財産使用料
　防衛省所管国有財産部局長南関東防衛局長が決定する額
　（令和８年度参考：約５３円／㎡・日）
　※　光熱水料は、別途徴収する。

12　業務仕様
(1)　乙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、乙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
(2)　本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
(3)　展示即売会の設置、移設及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
(4)　乙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、甲の指示に従うこと。
(5)　販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
(6)　営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、乙は、営業許可を取得した後、販売すること。
(7)　乙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
(8)　乙は、各日の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
(9)　乙は、１月ごとの売上金額を集計し、売上集計表（別紙様式）を担当職員に提出すること。
(10)　乙は、本業務の従事者に関わる書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には，担当職員に提出しなければならない。

(11) 乙は、販売商品に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し，甲の指示（商品の販売停止を含む）に従わなければならない。
(12) 乙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
(13) 乙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意又は過失により、甲又は展示即売会利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取消すとともに、今後業務に従事できない場合がある。
(14) 展示即売会の設置に当たり、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
(15) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び乙の間で協議する。

13　管理責任
(1)　乙は、自らの責任において展示即売会を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
(2)　乙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
(3)　乙の従事者は，日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
(4)　乙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

14　衛生等の保持
(1)　乙は、乙の従事者が結核及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
(2)　乙は、食品等を販売または取り扱う場合においては、食品衛生法の定めるところにより衛生管理に十分配慮し、食中毒の発生防止に努めなければならない。
(3)　乙は、販売商品の調理等のため食品を取り扱う職務に従事する者に対し、本業務を実施の都度、事前に検便を受検させ、その結果を甲に報告しなければならない。

15　情報保全の遵守
(1)　乙は、甲及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
(2)　乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

16　名義使用の制限
乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

17　損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して国に損害を与えた場合には、国に対し一切の損害を賠償するものとする。

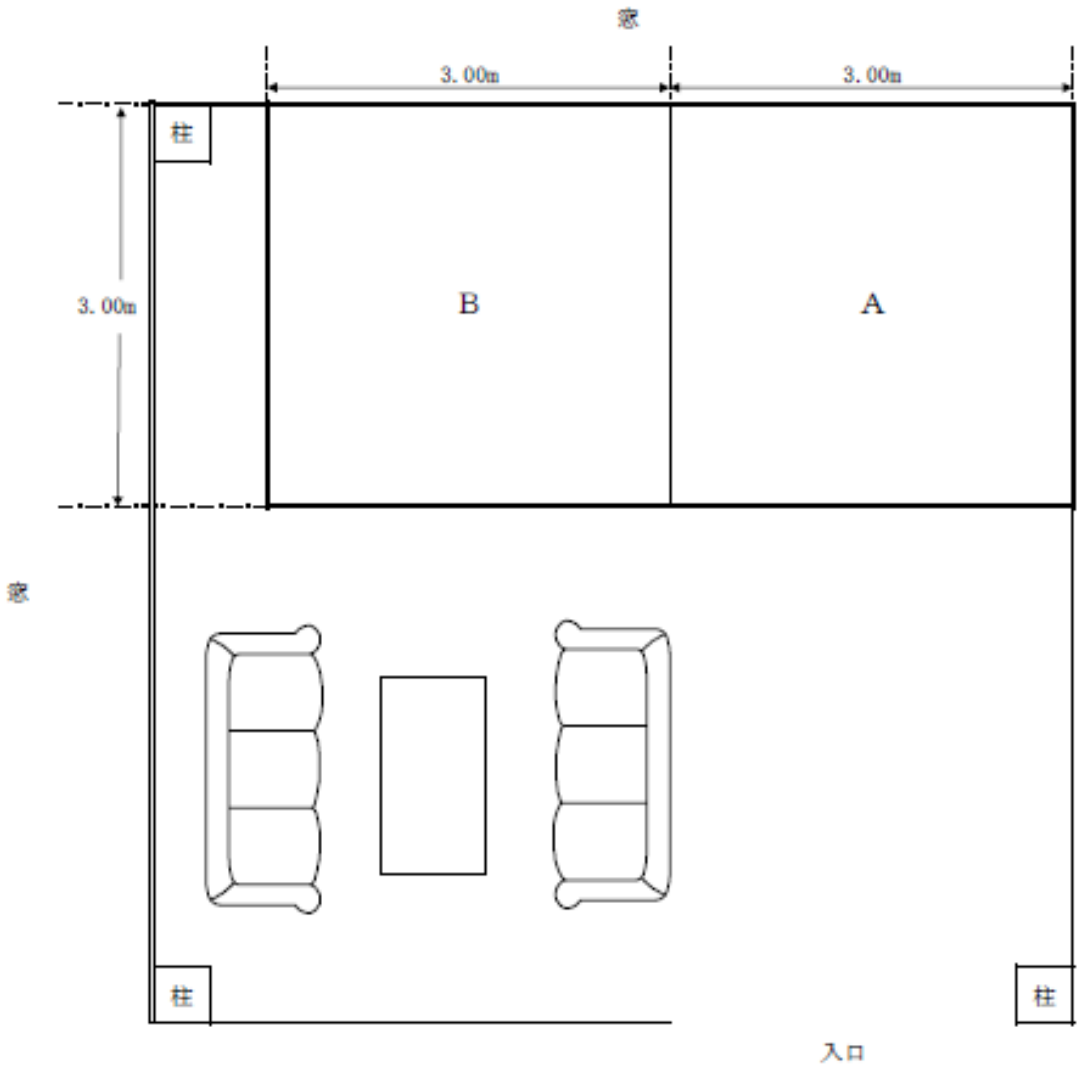
18　業務の解除

(1)　乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲に通知し、甲の指示に従い解除することができる。この際、乙は残期間に相当する国有財産使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

(2)　乙は、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立を行う場合、当該手続開始前に甲に解除を申出ること。

別図第１

展示即売会場（防衛大学校新学生会館１階）

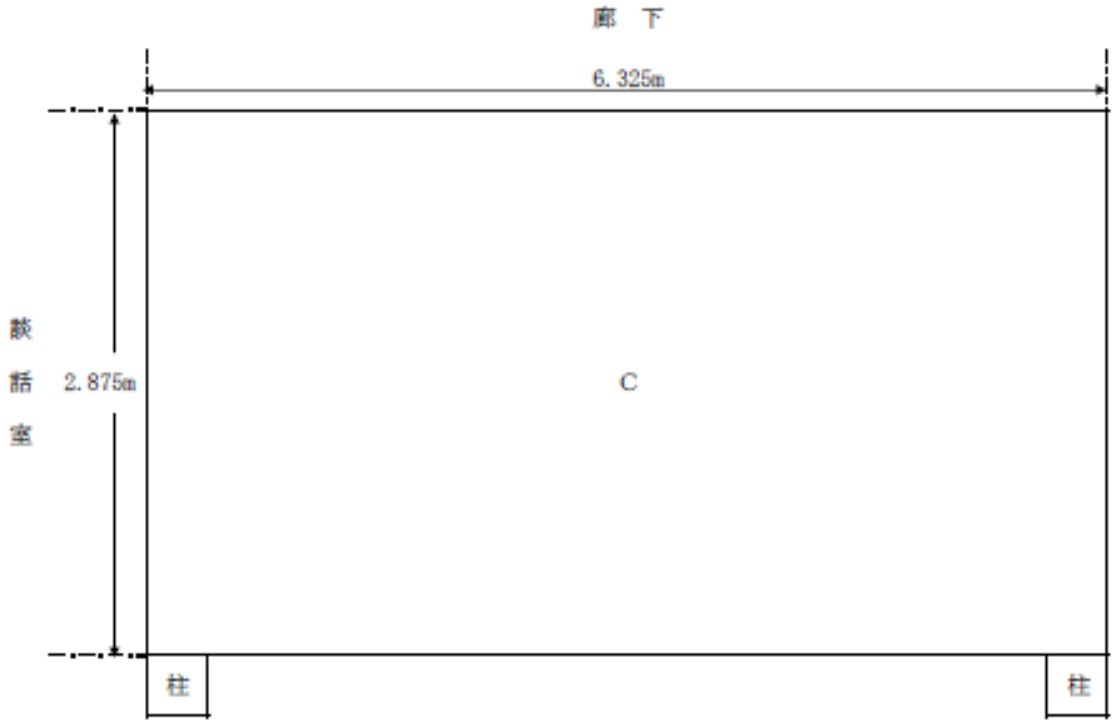


全面積：3.00m × 3.00m × 2 ＝ 18.00㎡

半面積：3.00m × 3.00m ＝ 9.00㎡

別図第２

展示即売会場（防衛大学校新学生会館２階）



全面積：2.875m × 6.325m ≒ 18.18㎡

別紙様式

売　　上　　集　　計　　表

業者名

年　　月

月　　日	金　　額（円）	摘　　要
合　　計		

備考　売上金額は、消費税及び地方消費税込みの金額を記入すること。